

(目的)

第1条 この条例は、企業の立地を促進するために必要な奨励措置を講ずることにより、雇用環境条件の整備を図り、もって町勢の伸展と町民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利を目的として事業を営むもの
- (2) 工場等 次に掲げる事業の用に供する施設

ア 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「標準産業分類」という。)に掲げる大分類の製造業

イ 標準産業分類に掲げる大分類の情報通信業

ウ 標準産業分類に掲げる大分類の運輸業、郵便業のうち道路貨物運送業および倉庫業

エ 標準産業分類に掲げる大分類の学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関

(3) 新設 現に日野町内に工場等を有しない企業が、日野町内の工場立地法(昭和34年法律第24号)第2条に基づく工場適地または都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業地域もしくは工業専用地域(以下「町内工場適地等」という。)に工場等を設置すること。

(4) 増設 現に日野町内に工場等を有する企業が、現にある工場等の従業員の減少をともなわずに、町内工場適地等に新たに工場等を設置すること。

(5) 新規雇用者 企業が日野町内の工場等に新たに雇用した者であって、第5条に規定する指定の申請日において、日野町に1年以上住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく登録があるものまたは日野町外から日野町内の工場等に転勤した者であって、日野町に住民基本台帳法に基づく登録があるもの
(一部改正〔平成8年条例19号・23年18号・28年20号・令和3年18号〕)

(指定)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、第1条の目的を達成するため適當と認められる企業を指定する。

(1) 町長の同意を得て、20ヘクタール以上の工業団地を造成するもの

(2) 工場等の新設に伴い操業開始日において常時使用する新規雇用者の数が5人以上のもの。ただし、増設に伴う場合は、3人以上のもの
(一部改正〔平成8年条例19号・23年18号・令和3年18号〕)

(奨励措置)

第4条 町長は、指定した企業に対し奨励措置として、次の各号に掲げる奨励金を予算の範囲内で規則で定めるところにより交付することができる。

(1) 工業団地造成促進奨励金 都市計画法第32条に基づき、工業団地造成完了後、本町に帰属される公共施設の整備にかかる事業費の一部を交付する。

(2) 雇用促進奨励金 新設または増設した工場等の操業開始に伴い当該工場等の常時使用する新規雇用者の数が、新設にあっては5人以上、増設にあっては3人以上となる場合において、工場等の操業開始後3年内に限り、当該新規雇用者の数に応じて奨励金を当該企業に交付する。

(3) 工場設置促進奨励金 新設または増設した工場等の操業開始に伴い常時使用する新規雇用者の数が、新設にあっては5人以上、増設にあっては3人以上となる場合において、工場等の操業開始後3年内に限り、当該工場等の固定資産税の内、土地に相応する部分の額の範囲内で奨励金を交付する。

(4) 緑化文化事業促進奨励金 工業団地の緑化促進および屋外部分または公共空間について、文化的環境を造成、保持するために、これらの事業を実施した企業に対して工業団地景観対策審査会の議決を経て当該事業費の一部を交付する。

(一部改正〔平成8年条例19号・23年18号・28年20号・令和3年18号〕)

(指定の申請)

第5条 第3条の指定を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、町長に指定の申請をしなければならない。

(交付の申請等)

第6条 指定を受けた企業(以下「指定企業」という。)が、奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、当該年度ごとに町長に申請して交付の決定を受けなければならない。

2 奨励金は、指定企業が当該年度までの町税を完納した日以後でなければ交付することができない。

(届出)

第7条 指定企業が次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(1) 第5条に規定する申請の内容に変更があったとき。

- (2) 設置した工場等が操業を開始したとき。
- (3) 事業の全部もしくは一部を休止し、または廃止したとき。
- (4) 相続、譲渡または合併等により異動が生じたとき。

(指定の取消し等)

第8条 町長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すとともに、奨励措置の全部もしくは一部を停止し、または適用した奨励措置の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 第3条に規定する指定の要件を欠くこととなったとき。
- (2) 第7条第3号の規定に該当する状態にあると認めたとき。
- (3) 町税を完納しないとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により指定を受けていると認めたとき。
- (5) 町と締結した公害防止協定を履行しないとき。
- (6) その他町長が必要と認めたとき。

(報告の提出および指示)

第9条 町長は、指定企業に対し、必要な事項の報告を求め、調査または指示をすることができる。

(工業団地景観対策審査会)

第10条 工業団地の緑化文化事業を審査するため、町長の諮問機関として工業団地景観対策審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の組織その他審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和8年9月30日限り、その効力を失う。

(一部改正 [平成8年条例19号・13年21号・18年32号・23年18号・28年20号・令和元年1号・3年18号])

付 則(平成8年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年9月29日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に町長が指定している企業の奨励金については、なお従前の例による。

付 則(平成28年9月30日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和元年5月16日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年9月28日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。